

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

95

### 条 例

- 東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二
- 東京都情報公開条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 個人情報保護に関する法律施行条例……………（同）…三
- 東京都個人情報保護審査会条例……………（同）…五
- 審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（生活文化スポーツ局）…三

### 条例のあらまし

#### ●東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二八号）

一 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律

第三七号）第五一条の規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号）の改正を踏まえ、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

#### ●東京都情報公開条例の一部を改正する条例（条例第一二九号）

一 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）第五一条の規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号）の改正等を踏まえ、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

#### ●個人情報の保護に関する法律施行条例（条例第一三〇号）

一 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）第五一条の規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号）の改正等に伴い、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めるほか、同法の施行に関し条例で定めることとされている事項を定めます。

二 次に掲げる条例を廃止します。

（一）東京都個人情報の保護に関する条例

（二）東京都特定個人情報の保護に関する条例

三 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

#### ●東京都個人情報保護審査会条例（条例第一三一号）

一 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）第五一条の規定の施行による個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号）の改正等に伴い、保有個人情報の開示請求等に係る審査請求について調査審議させるため、東京都個人情報保護審査会を設置します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一三二号)

- 一 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和三年法律第三十七号) 第五条の規定の施行による個人情報保護に関する法律 (平成一五年法律第五十七号) の改正に伴い、出頭した参考人等の費用弁償に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二三三号)

- 一 各給料表を改定します (指定職給料表を除く)。
- 二 勤勉手当の支給月数を改定します。
- 三 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一三四号)

- 一 期末手当の支給月数を改定します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一三五号)

- 一 給料表を改定します。
- 二 期末手当の支給月数を改定します。
- 三 この条例は、公布の日から施行します。

●旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第一三六号)

- 一 旅券法の一部を改正する法律 (令和四年法律第三三号) 等の施行に伴い、旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料を廃止するほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年三月二七日から施行します。

## 条 例

東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十八号

東京都公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都公文書等の管理に関する条例 (平成二十九年東京都条例第三十九号) の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「照合する」を「容易に照合する」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二百二十九号

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例 (平成十一年東京都条例第五号) の一部を次のように改正する。

第七条中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第八号中「東京都特定個人情報保護に関する条例 (平成二十七年東京都条例第四百一十一号。以下「特定個人情報保護条例」といふ) 第二条第七項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」といふ) 第二条第八項」に改め、同条第九号中「特定個人情報保護条例第二条第四項」を「番号利用法第二条第五項」に改める。

第八条第一項、第九条、第十条及び第三十五条第一項中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

報」に改める。

第三十九条第二項中「東京都個人情報保護に関する条例（平成二年東京都条例第十三号）第二十六条」を「個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年東京都条例第三百三十号）第八条」に、「実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる」を「都の機関（同条例第三条第一項に規定する都の機関をいう。）の諮問を受けて審議する」に改める。

別表中

印刷物として出力したもの（多色印刷）一枚につき	二十円	写しの交付のとき。
複製したフロッピーディスク一枚につき	百円	写しの交付のとき。

を

印刷物として出力したもの（多色印刷）一枚につき 二十円 写しの交付のとき。  
に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

個人情報保護に関する法律施行条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三百三十号

個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(登録簿)

第三条 東京都（以下「都」という。）の機関等（都の機関（議会を除く。以下同

じ。）及び都が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、保有個人情報を取り扱う事務について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- 一 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- 二 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- 三 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- 四 保有個人情報の記録項目
- 五 保有個人情報の対象者の範囲
- 六 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2 都の機関等は、前項に規定する事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該事務について前項各号に掲げる事項を登録簿に記載しなければならない。当該事務を変更しようとするときも、同様とする。

3 都の機関等は、登録簿を公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求書)

第四条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、東京都規則で定める事項を記載するものとする。

(不開示情報)

第五条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号。以下「情報公開条例」という。）第七条第七号から第九号までに掲げる情報とする。この場合において、同条第七号中「実施機関」とあるのは「都の機関等」と、「公に」とあるのは「開示」と、同条第八号中「特定個人情報」とあるのは「特定個人情報（他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）の特定個人情報に限る。）」とする。

(開示請求に係る手数料)

第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零円とする。

2 前項の規定にかかわらず、都の機関が法第八十七条第一項の規定により保有個人情

報の開示を写しの交付の方法により行うときは、情報公開条例第十七条第一項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「実施機関（都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）」とあるのは「都の機関」と、「前条第一項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、「公文書」とあるのは「保有個人情報」と、「別表」とあるのは「情報公開条例別表」と、同条第四項中「前項に規定する場合のほか、知事」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第七条 法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万

一千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限り。）

2 法第十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 前項に規定する手数料の額と同一の額
- 二 法第十五条（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

（審議会への諮問）

第八条 都の機関は、法第三章第三節の施策を講ずる場合その他次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第三十九条第一項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、都の機関における個人情報情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行について必要な事項は、東京都規則その他の都の機関等が定める規則、規程等で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（東京都個人情報の保護に関する条例等の廃止）

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 東京都個人情報の保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）

二 東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百一十一号）

（経過措置）

第三条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関（以下単に「実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関の職員であった者に係る旧個人情報保護条例第三条第二項の規定による職務上知り得た個人情報（旧個人情報保護条例第二条第二項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第九条第二項に規定する受託事務に従事している者若しくは施行日前に当該事務に従事していた者又はこの条例の施行の際現に同項に規定する指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは施行日前に当該事務に従事していた者に係る同項の規定によるその事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧個人情報保護条例第十二条、第十八条若しくは第二十一条の三の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例第五章及び第六章（第二十五条から第二十五条の九までを除く。）の規定又は前条の規定による廃止前の東京都特定

個人情報保護の保護に関する条例（以下「旧特定個人情報保護条例」という。）第二十六条、第三十五条若しくは第四十一条の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例第五章及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧個人情報保護条例第二十四条の二第一項及び第二項（旧特定個人情報保護条例第四十七条において準用する場合を含む。）中「東京都個人情報保護審査会」とあるのは「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の機関」と読み替えるものとする。

4 施行日前に旧個人情報保護条例第二十五条第一項に規定する東京都個人情報保護審査会の委員であつた者に係る同条第四項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧個人情報保護条例第二条第三項に規定する保有個人情報（施行日前に実施機関が保有していたものであつて、個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の同項に規定する保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 この条例の施行の際現に実施機関の職員である者又は施行日前に実施機関の職員であつた者

二 第二項に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第二条第三項に規定する保有個人情報（施行日前に実施機関が保有していたものに限る。）を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 第四項に規定する者が、その職務上知り得た秘密を施行日以後に漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都個人情報保護審査会条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三百一十一号

東京都個人情報保護審査会条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 設置及び組織（第二条―第六条）

第三章 審査会の調査審議の手續（第七条―第十一条）

第四章 雑則（第十二条・第十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、東京都個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手續等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

（設置等）

第二条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 東京都（以下「都」という。）の機関等（都の機関（議会を除く。）及び都が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）による前項の諮問は、審査会に対して行うものとし、行政不服審査法施行条例（平成二十七年東京都条例第二百二十六号）の規定は、適用しない。

（組織）

第三条 審査会は、委員十二人以内をもって組織する。

(委員)

第四条 委員は、地方自治及び個人情報保護の保護に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第六条 審査会は、その指名する委員三人以上をもって構成する部会に、審査請求に係る事件について調査審議させることができる。

第三章 審査会の調査審議の手續

(定義)

第七条 この章において「諮問庁」とは、法第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした都の機関等をいう。

2 この章において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第一百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

(審査会の調査権限)

第八条 審査会（第六条の規定により部会に調査審議させる場合にあっては、部会。以下この章において同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手續)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該資料等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第十一条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第四章 雑則

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第十三条 第四条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日前に個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年東京都条例第三百十号)附則第二条の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号。以下「旧条例」という。)第二十四条の二(旧条例第二十四条の三において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により旧条例第二十五条第一項に規定する東京都個人情報保護審査会にされた諮問については、審査会にされたものとみなし、この条例の規定を適用する。

2 個人情報の保護に関する法律施行条例附則第三条第三項に規定する請求に関する旧条例第二十四条の二の規定による諮問は、審査会に対して行うものとする。この場合において、当該諮問については、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問とみなし、この条例の規定を適用する。

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三百三十二号

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例(昭和三十一年東京都条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表八の項中「第九条第三項」の下に「又は個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百六条第二項」を加え、「又は同法」を「又は行政不服審査法」に改め、「第七十四条」の下に「(個人情報の保護に関する法律第百六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三百三十三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「三万八千円」を「三万八千円」に改める。

第二十一条の二第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百三二・五」を「百分の百三十七・五」に改め、同項第二号中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第5条関係)

行政職給料表

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,300	202,600	227,300	284,500	494,000
	2	149,200	204,300	229,100	286,900	508,900
	3	150,200	206,000	230,900	289,200	517,800
	4	151,200	207,800	232,700	291,500	526,700
	5	152,200	209,500	234,600	293,800	
	6	153,200	211,200	236,400	296,100	
	7	154,200	212,900	238,200	298,400	
	8	155,200	214,700	240,100	300,700	
	9	156,100	216,500	242,000	303,100	
	10	157,000	218,200	243,900	305,500	
	11	158,000	220,000	245,800	307,900	
	12	159,000	221,800	247,700	310,300	
	13	160,000	223,700	249,600	312,700	
	14	161,200	225,500	251,700	315,200	
	15	162,400	227,200	253,800	317,700	
	16	163,600	229,000	255,800	320,100	
	17	164,900	230,900	257,900	322,600	
	18	167,000	232,700	260,000	325,200	
	19	169,100	234,400	262,200	327,900	
	20	171,300	236,200	264,400	330,500	
	21	173,500	238,100	266,600	333,100	
	22	175,300	239,900	268,800	335,800	
	23	177,100	241,600	270,900	338,500	
	24	178,900	243,400	273,100	341,200	
	25	180,700	245,300	275,300	343,900	
	26	182,600	247,200	277,500	346,600	
	27	184,500	249,000	279,700	349,300	
	28	186,400	250,800	282,000	352,100	
	29	188,300	252,700	284,200	354,900	
	30	190,200	254,800	286,500	357,900	
	31	192,200	256,800	288,800	360,800	
	32	194,200	258,900	291,100	363,700	
	33	196,400	260,900	293,400	366,700	
	34	198,300	262,700	295,700	369,600	
	35	200,100	264,500	298,000	372,400	
36	201,900	266,300	300,300	375,200		

37	203,700	268,000	302,600	377,800
38	205,400	269,700	305,000	380,400
39	207,000	271,500	307,400	382,800
40	208,600	273,300	309,800	385,300
41	210,200	275,100	312,200	387,800
42	211,800	276,900	314,600	390,200
43	213,400	278,600	317,100	392,600
44	215,000	280,400	319,500	395,000
45	216,600	282,200	322,000	397,500
46	218,200	284,000	324,500	399,900
47	219,800	285,700	327,000	402,200
48	221,400	287,500	329,600	404,500
49	223,000	289,300	332,200	406,900
50	224,600	291,000	334,900	409,300
51	226,200	292,800	337,600	411,600
52	227,800	294,600	340,300	413,800
53	229,300	296,400	343,000	415,900
54	230,900	298,200	345,600	417,900
55	232,500	300,000	348,100	420,000
56	234,100	301,700	350,500	422,000
57	235,600	303,400	352,800	423,900
58	237,100	305,100	355,100	425,800
59	238,700	306,800	357,300	427,600
60	240,300	308,500	359,400	429,400
61	241,800	310,200	361,400	431,200
62	243,300	311,800	363,400	432,700
63	244,900	313,500	365,400	433,800
64	246,400	315,100	367,300	434,700
65	248,000	316,600	369,200	435,600
66	249,600	318,200	371,000	436,400
67	251,100	319,700	372,700	437,100
68	252,600	321,300	374,300	437,800
69	254,200	322,800	375,900	438,500
70	255,800	324,300	377,000	439,200
71	257,300	325,700	378,100	439,900
72	258,800	327,100	379,000	440,600
73	260,400	328,600	379,900	441,300
74	261,900	330,100	380,800	442,000
75	263,500	331,500	381,700	442,700
76	265,100	332,900	382,500	443,300
77	266,600	334,200	383,300	443,900
78	268,200	335,500	384,100	444,600
79	269,800	336,700	384,900	445,200
80	271,300	337,800	385,700	445,800

81	272,800	338,800	386,500	446,400
82	274,400	339,800	387,200	447,000
83	275,900	340,800	387,900	447,600
84	277,400	341,700	388,500	448,200
85	278,900	342,500	389,100	448,800
86	280,500	343,400	389,700	449,400
87	282,000	344,100	390,300	450,000
88	283,500	344,800	390,900	450,500
89	285,000	345,500	391,500	451,000
90	286,400	346,100	392,100	451,600
91	287,900	346,600	392,700	452,100
92	289,400	347,000	393,200	452,600
93	290,800	347,500	393,700	453,100
94	292,200	348,000	394,300	453,600
95	293,600	348,500	394,800	454,100
96	295,000	349,000	395,300	454,600
97	296,400	349,400	395,800	455,000
98	297,700	349,900	396,300	
99	298,900	350,300	396,800	
100	300,200	350,800	397,300	
101	301,400	351,300	397,800	
102	302,600	351,700	398,300	
103	303,800	352,200	398,800	
104	304,900	352,700	399,300	
105	306,000	353,100	399,700	
106	306,900	353,500	400,200	
107	307,800	353,900	400,700	
108	308,700	354,300	401,100	
109	309,500	354,700	401,500	
110	310,200	355,100	402,000	
111	310,900	355,500	402,500	
112	311,600	355,900	402,900	
113	312,300	356,300	403,300	
114	312,700	356,700	403,800	
115	313,200	357,100	404,300	
116	313,700	357,500	404,700	
117	314,100	357,900	405,100	
118	314,500	358,300	405,600	
119	314,800	358,700	406,000	
120	315,100	359,100	406,400	
121	315,400	359,500	406,800	
122	315,800	359,800	407,300	
123	316,100	360,200	407,700	
124	316,400	360,600	408,100	

125	316,700	361,000	408,500	
126	317,100	361,300	409,000	
127	317,400	361,700	409,400	
128	317,700	362,100	409,800	
129	318,000	362,500	410,200	
130	318,400		410,700	
131	318,700		411,100	
132	319,000		411,500	
133	319,300		411,900	
134	319,700		412,300	
135	320,000		412,700	
136	320,300		413,100	
137	320,600		413,500	
138	320,900		413,900	
139	321,300		414,300	
140	321,600		414,700	
141	321,900		415,100	
142	322,200			
143	322,500			
144	322,800			
145	323,100			
146	323,400			
147	323,700			
148	324,000			
149	324,300			
再任用職員	198,300	230,400	271,000	313,000 429,100

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、162,500円とする。

3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、187,900円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	139,900	227,500	266,100	297,600
	2	140,400	229,400	267,900	299,700
	3	140,900	231,100	269,700	301,800
	4	141,400	232,900	271,500	303,900
	5	141,900	234,600	273,300	306,000
	6	142,400	236,200	275,100	308,100
	7	142,900	237,800	276,900	310,200
	8	143,500	239,400	278,700	312,300
	9	144,100	241,000	280,600	314,300
	10	144,600	242,600	282,500	316,300
	11	145,300	244,200	284,300	318,300
	12	145,900	245,800	286,100	320,300
	13	146,500	247,400	287,900	322,200
	14	147,200	249,000	289,600	324,200
	15	148,000	250,600	291,300	326,100
	16	148,800	252,200	293,000	328,000
	17	149,600	253,800	294,700	329,900
	18	150,600	255,400	296,500	331,800
	19	151,700	257,000	298,100	333,700
	20	152,800	258,600	299,800	335,700
	21	153,900	260,100	301,500	337,500
	22	155,000	261,700	303,100	339,400
	23	156,100	263,300	304,700	341,200
	24	157,200	264,900	306,300	343,000
	25	158,300	266,400	307,900	344,800
	26	159,600	268,000	309,400	346,500
	27	161,000	269,600	310,900	348,100
	28	162,400	271,100	312,300	349,700
	29	163,800	272,600	313,700	351,300
	30	165,300	274,200	315,200	352,500
	31	166,800	275,700	316,600	353,700
	32	168,300	277,100	318,000	354,900
	33	169,900	278,600	319,400	356,100
	34	171,400	280,100	320,800	357,200
	35	173,000	281,400	322,200	358,200
36	174,600	282,800	323,500	359,300	

37	176,200	284,100	324,800	360,300
38	177,700	285,500	326,000	361,300
39	179,300	286,900	327,200	362,200
40	180,900	288,100	328,300	363,100
41	182,400	289,400	329,400	364,000
42	183,800	290,600	330,400	364,800
43	185,200	291,800	331,300	365,600
44	186,600	292,900	332,200	366,400
45	187,900	294,000	333,100	367,100
46	189,100	295,000	334,000	367,700
47	190,300	296,000	334,800	368,300
48	191,500	297,000	335,600	368,900
49	192,600	298,000	336,400	369,400
50	193,700	299,000	337,200	369,900
51	194,800	299,900	337,900	370,300
52	195,800	300,800	338,600	370,700
53	196,800	301,700	339,300	371,100
54	198,000	302,600	340,000	371,500
55	199,300	303,500	340,600	371,900
56	200,700	304,300	341,200	372,300
57	202,100	305,100	341,800	372,600
58	203,300	305,900	342,300	373,000
59	204,700	306,700	342,800	373,400
60	206,100	307,500	343,300	373,800
61	207,500	308,300	343,700	374,100
62	208,900	308,900	344,100	374,500
63	210,300	309,500	344,500	374,900
64	211,700	310,100	344,900	375,200
65	213,000	310,700	345,300	375,500
66	214,400	311,300	345,700	375,900
67	215,800	311,900	346,100	376,300
68	217,200	312,500	346,500	376,600
69	218,500	313,000	346,800	376,900
70	219,900	313,600	347,200	377,200
71	221,400	314,100	347,600	377,500
72	222,700	314,600	347,900	377,800
73	224,000	315,100	348,200	378,100
74	225,400	315,600	348,600	378,400
75	226,800	316,100	348,900	378,700
76	228,100	316,600	349,200	379,000
77	229,500	317,000	349,500	379,300
78	230,800	317,500	349,900	379,600
79	232,100	317,900	350,200	379,900
80	233,500	318,300	350,500	380,200

81	234,800	318,700	350,800	380,500
82	236,200	319,100	351,100	380,800
83	237,600	319,500	351,400	381,100
84	238,900	319,800	351,700	381,400
85	240,300	320,100	352,000	381,700
86	241,700	320,500	352,300	382,000
87	243,100	320,900	352,600	382,300
88	244,500	321,200	352,900	382,600
89	245,800	321,500	353,200	382,900
90	247,200	321,900	353,500	383,200
91	248,600	322,200	353,800	383,500
92	250,000	322,500	354,100	383,800
93	251,400	322,800	354,400	384,100
94	252,900	323,200	354,700	384,400
95	254,300	323,500	355,000	384,700
96	255,600	323,800	355,300	385,000
97	256,800	324,100	355,600	385,300
98	258,200	324,500	355,900	385,600
99	259,600	324,800	356,200	385,900
100	261,000	325,100	356,500	386,200
101	262,100	325,300	356,800	386,500
102	263,400	325,600	357,100	386,800
103	264,700	325,900	357,400	387,100
104	265,900	326,200	357,700	387,400
105	267,100	326,500	358,000	387,700
106	268,100	326,900	358,300	388,000
107	269,100	327,200	358,600	388,300
108	270,100	327,400	358,900	388,600
109	271,100	327,700	359,200	388,900
110	272,100	328,000	359,500	389,200
111	273,100	328,300	359,800	389,500
112	273,800	328,600	360,100	389,800
113	274,700	328,900	360,400	390,100
114	275,500	329,200	360,700	390,400
115	276,300	329,500	361,000	390,700
116	277,100	329,800	361,300	391,000
117	277,800	330,100	361,600	391,300
118	278,400	330,400	361,900	391,600
119	279,000	330,700	362,200	391,900
120	279,600	331,000	362,500	392,200
121	280,100	331,300	362,800	392,500
122	280,600	331,600	363,100	392,800
123	281,000	331,900	363,400	393,100
124	281,400	332,200	363,700	393,400

125	281,800	332,500	364,000	393,700
126	282,200	332,800	364,300	394,000
127	282,600	333,100	364,600	394,300
128	283,000	333,400	364,900	394,600
129	283,300	333,700	365,200	394,900
130	283,700	334,000	365,500	395,200
131	284,100	334,300	365,800	395,500
132	284,500	334,600	366,100	395,800
133	284,800	334,900	366,400	396,100
134	285,100	335,200	366,700	396,400
135	285,400	335,500	367,000	396,700
136	285,700	335,800	367,300	397,000
137	286,000	336,100	367,600	397,300
138	286,300	336,400	367,900	397,600
139	286,600	336,700	368,200	397,900
140	286,900	337,000	368,500	398,200
141	287,200	337,300	368,800	398,500
142	287,500	337,600	369,100	398,800
143	287,800	337,900	369,400	399,100
144	288,100	338,200	369,700	399,400
145	288,400	338,500	370,000	399,700
146	288,700	338,800	370,300	400,000
147	289,000	339,100	370,600	400,300
148	289,300	339,400	370,900	400,600
149	289,600	339,700	371,200	400,900
150	289,900	340,000	371,500	
151	290,200	340,300	371,800	
152	290,500	340,600	372,100	
153	290,800	340,900	372,400	
154	291,100	341,200	372,700	
155	291,400	341,500	373,000	
156	291,700	341,800	373,300	
157	292,000	342,100	373,600	
158	292,300	342,400	373,900	
159	292,600	342,700	374,200	
160	292,900	343,000	374,500	
161	293,200	343,300	374,800	
162	293,500	343,600	375,100	
163	293,800	343,900	375,400	
164	294,100	344,200	375,700	
165	294,400	344,500	376,000	
166	294,700	344,800	376,300	
167	295,000	345,100	376,600	
168	295,300	345,400	376,900	

169	295,600	345,700	377,200
170	295,900	346,000	377,500
171	296,200	346,300	377,800
172	296,500	346,600	378,100
173	296,800	346,900	378,400
174	297,100	347,200	378,700
175	297,400	347,500	379,000
176	297,700	347,800	379,300
177	298,000	348,100	379,600
178	298,300	348,400	379,900
179	298,600	348,700	380,200
180	298,900	349,000	380,500
181	299,200	349,300	380,800
182	299,500	349,600	381,100
183	299,800	349,900	381,400
184	300,100	350,200	381,700
185	300,400	350,500	382,000
186	300,700	350,800	382,300
187	301,000	351,100	382,600
188	301,300	351,400	382,900
189	301,600	351,700	383,200
190	301,900	352,000	383,500
191	302,200	352,300	383,800
192	302,500	352,600	384,100
193	302,800	352,900	384,400
194	303,100	353,200	
195	303,400	353,500	
196	303,700	353,800	
197	304,000	354,100	
198	304,300	354,400	
199	304,600	354,700	
200	304,900	355,000	
201	305,200	355,300	
202	305,500	355,600	
203	305,800	355,900	
204	306,100	356,200	
205	306,400	356,500	
206	306,700	356,800	
207	307,000	357,100	
208	307,300	357,400	
209	307,600	357,700	
210	307,900	358,000	
211	308,200	358,300	
212	308,500	358,600	

213	308,800	358,900
214	309,100	359,200
215	309,400	359,500
216	309,700	359,800
217	310,000	360,100
218	310,300	360,400
219	310,600	360,700
220	310,900	361,000
221	311,200	361,300
222	311,500	361,600
223	311,800	361,900
224	312,100	362,200
225	312,400	362,500
226	312,700	
227	313,000	
228	313,300	
229	313,600	
230	313,900	
231	314,200	
232	314,500	
233	314,800	
234	315,100	
235	315,400	
236	315,700	
237	316,000	
238	316,300	
239	316,600	
240	316,900	
241	317,200	
242	317,500	
243	317,800	
244	318,100	
245	318,400	
246	318,700	
247	319,000	
248	319,300	
249	319,600	
250	319,900	
251	320,200	
252	320,500	
253	320,800	
254	321,100	
255	321,400	
256	321,700	

	257	322,000			
	258	322,300			
	259	322,600			
	260	322,900			
	261	323,200			
再任用職員		208,100	222,400	242,600	274,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第二（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	173,100	200,500	207,500	229,200	250,700	286,300	312,700	509,600
	2	174,400	202,700	209,200	230,900	252,600	288,500	315,000	518,500
	3	175,700	204,900	210,900	232,700	254,400	290,600	317,300	527,400
	4	177,000	207,000	212,600	234,500	256,300	292,700	319,800	
	5	178,400	209,100	214,300	236,300	258,300	294,900	322,300	
	6	180,000	210,900	216,000	238,100	260,300	297,100	324,600	
	7	181,600	212,700	217,700	239,900	262,300	299,200	327,000	
	8	183,200	214,500	219,400	241,700	264,300	301,300	329,400	
	9	184,900	216,200	221,100	243,500	266,300	303,500	331,900	
	10	186,500	217,900	222,800	245,300	268,300	305,700	334,300	
	11	188,100	219,600	224,500	247,100	270,300	307,800	336,700	
	12	189,700	221,300	226,200	248,900	272,300	309,900	339,300	
	13	191,400	222,900	227,900	250,800	274,300	312,100	341,800	
	14	193,400	224,600	229,600	252,600	276,300	314,300	344,200	
	15	195,500	226,300	231,300	254,500	278,400	316,500	346,800	
	16	197,700	228,000	233,000	256,400	280,400	318,800	349,400	
	17	199,900	229,600	234,700	258,300	282,400	321,100	352,000	
	18	202,100	231,200	236,400	260,100	284,400	323,400	354,500	
	19	204,200	232,900	238,100	262,000	286,400	325,700	357,200	
	20	206,300	234,600	239,800	263,900	288,500	328,100	359,900	
	21	208,400	236,200	241,500	265,800	290,700	330,500	362,600	
	22	210,400	237,900	243,200	267,700	292,800	332,900	365,300	
	23	212,400	239,600	244,900	269,600	294,800	335,300	368,000	
	24	214,300	241,200	246,700	271,500	296,900	337,700	370,700	
	25	216,100	242,800	248,500	273,400	299,100	340,000	373,500	
	26	217,700	244,500	250,300	275,300	301,300	342,300	376,300	
	27	219,300	246,200	252,100	277,300	303,300	344,700	379,200	
	28	220,900	247,800	253,900	279,200	305,400	347,100	382,200	
	29	222,400	249,400	255,700	281,200	307,500	349,600	385,200	
	30	223,900	251,100	257,500	283,100	309,600	351,900	387,900	
	31	225,400	252,800	259,300	285,100	311,700	354,300	390,600	
	32	226,900	254,400	261,100	287,200	313,900	356,700	393,300	
	33	228,300	256,000	262,900	289,300	316,100	359,200	395,900	
	34	229,700	257,700	264,700	291,300	318,200	361,700	398,600	
	35	231,100	259,400	266,700	293,300	320,300	364,200	401,200	
36	232,600	261,000	268,600	295,300	322,500	366,700	403,800		

37	234,100	262,600	270,500	297,400	324,700	369,200	406,400
38	235,600	264,300	272,400	299,400	326,800	371,900	408,800
39	237,100	265,900	274,400	301,400	329,000	374,600	411,100
40	238,500	267,500	276,300	303,400	331,200	377,200	413,400
41	239,900	269,100	278,300	305,500	333,400	379,700	415,700
42	241,400	270,700	280,300	307,600	335,700	382,000	417,900
43	242,800	272,300	282,300	309,700	338,100	384,300	420,100
44	244,200	273,900	284,400	311,900	340,500	386,600	422,200
45	245,700	275,600	286,400	314,200	342,800	388,800	424,300
46	247,200	277,200	288,300	316,200	344,800	391,100	426,400
47	248,600	278,800	290,100	318,200	346,900	393,400	428,400
48	250,000	280,400	291,900	320,300	349,000	395,700	430,400
49	251,500	282,100	293,700	322,400	351,000	397,900	432,400
50	252,900	283,700	295,600	324,400	353,100	400,100	434,300
51	254,400	285,300	297,400	326,400	355,200	402,300	436,200
52	255,900	286,900	299,200	328,500	357,200	404,400	438,100
53	257,300	288,600	301,000	330,600	359,200	406,500	439,900
54	258,700	290,300	302,800	332,600	361,200	408,400	441,400
55	260,200	291,900	304,600	334,600	363,200	410,300	442,900
56	261,700	293,500	306,400	336,700	365,200	412,200	444,300
57	263,100	295,000	308,200	338,800	367,100	414,000	445,600
58	264,500	296,600	310,000	340,800	369,100	415,700	446,800
59	266,000	298,200	311,800	342,900	371,100	417,400	448,000
60	267,500	299,800	313,600	344,900	373,000	419,000	449,100
61	268,900	301,400	315,400	347,000	374,900	420,600	450,200
62	270,300	303,000	317,200	349,000	376,900	422,100	451,100
63	271,800	304,600	318,900	350,900	378,800	423,500	452,000
64	273,200	306,200	320,700	352,900	380,700	424,900	452,900
65	274,700	307,800	322,500	354,800	382,600	426,300	453,800
66	276,100	309,300	324,200	356,700	384,500	427,500	454,600
67	277,600	310,900	326,000	358,700	386,400	428,700	455,400
68	279,000	312,500	327,800	360,600	388,200	429,800	456,100
69	280,500	314,100	329,600	362,600	390,000	430,900	456,800
70	281,900	315,600	331,400	364,400	391,600	432,100	457,500
71	283,300	317,200	333,200	366,100	393,200	433,300	458,200
72	284,800	318,800	335,000	367,800	394,700	434,400	458,900
73	286,300	320,400	336,700	369,500	396,200	435,500	459,500
74	287,800	321,900	338,400	371,200	397,700	436,300	460,200
75	289,200	323,400	340,200	372,900	399,200	437,100	460,800
76	290,600	324,800	342,000	374,600	400,600	437,900	461,400

77	292,000	326,200	343,700	376,200	402,000	438,600	462,000
78	293,400	327,500	345,400	377,700	403,400	439,300	462,500
79	294,900	328,800	347,000	379,200	404,700	440,000	463,000
80	296,300	330,000	348,600	380,700	405,900	440,700	463,600
81	297,700	331,200	350,100	382,100	407,100	441,300	464,100
82	299,200	332,400	351,500	383,400	408,300	442,000	464,600
83	300,600	333,600	352,900	384,700	409,400	442,700	465,100
84	302,000	334,700	354,300	386,000	410,500	443,300	465,600
85	303,400	335,900	355,700	387,300	411,500	443,900	466,000
86	304,800	337,100	357,000	388,500	412,300	444,600	466,500
87	306,200	338,200	358,400	389,600	413,100	445,200	467,000
88	307,600	339,400	359,800	390,800	413,900	445,800	467,500
89	309,000	340,500	361,100	391,900	414,600	446,400	467,900
90	310,300	341,600	362,500	392,800	415,300	447,000	468,300
91	311,600	342,700	363,900	393,600	416,000	447,600	468,800
92	312,800	343,700	365,200	394,400	416,700	448,100	469,300
93	314,000	344,800	366,500	395,100	417,300	448,600	469,800
94	315,100	345,900	367,800	395,900	418,000	449,200	470,200
95	316,200	347,000	369,000	396,600	418,700	449,700	470,700
96	317,300	348,100	370,200	397,300	419,300	450,200	471,200
97	318,300	349,100	371,400	398,000	419,900	450,600	471,700
98	319,400	350,000	372,400	398,700	420,600	451,100	472,100
99	320,500	351,000	373,300	399,400	421,200	451,600	472,600
100	321,500	352,000	374,300	400,000	421,800	452,100	473,100
101	322,500	352,900	375,200	400,700	422,400	452,500	473,600
102	323,600	353,900	376,100	401,400	423,100	453,000	474,000
103	324,600	354,800	376,900	402,100	423,700	453,500	474,500
104	325,600	355,700	377,600	402,800	424,300	453,900	475,000
105	326,600	356,500	378,300	403,400	424,900	454,400	475,500
106	327,700	357,200	378,900	404,100	425,500	454,900	
107	328,700	357,900	379,500	404,800	426,200	455,400	
108	329,700	358,600	380,000	405,400	426,800	455,800	
109	330,700	359,300	380,600	406,000	427,300	456,300	
110	331,700	359,900	381,200	406,700	427,900	456,800	
111	332,600	360,500	381,700	407,300	428,500	457,300	
112	333,500	361,000	382,300	407,900	429,100	457,700	
113	334,300	361,500	382,900	408,500	429,600	458,200	
114		362,000	383,500	409,200	430,200	458,700	
115		362,500	384,000	409,800	430,800	459,200	
116		363,000	384,500	410,300	431,300	459,600	

117		363,500	385,100	410,900	431,800	460,100			
118		364,000	385,700	411,500	432,300				
119		364,400	386,200	412,100	432,800				
120		364,900	386,700	412,700	433,300				
121		365,300	387,200	413,300	433,700				
122		365,700	387,700	413,900	434,200				
123		366,100	388,200	414,500	434,700				
124		366,500	388,700	415,100	435,100				
125		366,900	389,200	415,600	435,500				
126		367,300	389,700	416,200	436,000				
127		367,700	390,200	416,800	436,500				
128		368,100	390,700	417,300	436,900				
129		368,500	391,200	417,800	437,300				
130		368,800	391,700	418,300	437,800				
131		369,100	392,200	418,800	438,300				
132		369,400	392,700	419,300	438,700				
133		369,700	393,100	419,700	439,100				
134		370,000	393,600	420,200	439,600				
135		370,300	394,100	420,700	440,100				
136		370,600	394,600	421,200	440,500				
137		370,900	395,000	421,600	440,900				
138		371,200	395,500	422,100	441,400				
139		371,500	395,900	422,600	441,900				
140		371,800	396,300	423,100	442,300				
141		372,100	396,800	423,500	442,700				
142		372,400	397,200	424,000					
143		372,700	397,700	424,500					
144		373,000	398,100	424,900					
145		373,300	398,500	425,400					
146		373,600	398,900	425,900					
147		373,900	399,400	426,400					
148		374,200	399,800	426,800					
149		374,500	400,200	427,300					
150			400,600	427,800					
151			401,100	428,300					
152			401,500	428,700					
153			401,900	429,100					
154				429,600					
155				430,100					
156				430,500					
157				430,900					
再任用職員		231,600	267,400	284,100	296,000	306,100	321,200	338,100	429,700

備考 この表は、警察職員及び消防職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第五（第5条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	220,700	321,400	421,200
	2	223,000	325,100	424,200
	3	225,300	328,800	427,200
	4	227,700	332,500	430,100
	5	230,100	336,200	433,000
	6	232,500	340,000	435,900
	7	234,900	343,800	438,700
	8	237,300	347,600	441,600
	9	239,800	351,400	444,500
	10	242,200	355,300	447,300
	11	244,600	359,100	450,100
	12	247,100	362,900	453,000
	13	249,600	366,700	455,900
	14	253,200	370,700	458,700
	15	256,800	374,700	461,500
	16	260,500	378,700	464,200
	17	264,200	382,700	466,900
	18	268,000	385,500	469,700
	19	271,800	388,300	472,500
	20	275,800	391,000	475,200
	21	279,700	393,700	477,900
	22	283,400	396,300	480,600
	23	287,000	398,900	483,200
	24	290,500	401,500	485,700
	25	294,000	404,100	488,300
	26	297,400	406,700	490,900
	27	300,800	409,100	493,400
	28	304,200	411,500	495,800
	29	307,500	413,900	498,200
	30	310,800	416,400	500,700
	31	314,200	418,900	503,200
	32	317,600	421,300	505,700
	33	320,900	423,700	508,100
	34	324,300	426,100	510,600
	35	327,700	428,400	513,000
36	331,000	430,700	515,400	

別表第五を次のように改める。

37	334,200	433,000	517,800
38	337,200	435,300	520,200
39	340,200	437,600	522,600
40	343,200	439,900	524,900
41	346,100	442,200	527,200
42	349,100	444,500	529,200
43	352,000	446,700	531,200
44	354,900	448,900	533,200
45	357,700	451,100	535,100
46	360,600	453,300	536,900
47	363,600	455,400	538,500
48	366,500	457,400	540,000
49	369,300	459,400	541,400
50	371,200	461,300	542,800
51	373,000	463,100	544,200
52	374,800	464,800	545,600
53	376,500	466,500	547,000
54	378,200	467,900	548,300
55	379,900	469,200	549,600
56	381,600	470,400	550,900
57	383,200	471,600	552,100
58	384,600	472,700	553,200
59	386,000	473,800	554,300
60	387,400	474,900	555,400
61	388,800	475,900	556,500
62	389,900	476,800	557,600
63	390,900	477,800	558,700
64	391,900	478,700	559,800
65	392,900	479,500	560,800
66	393,800	480,300	561,800
67	394,700	481,000	562,800
68	395,500	481,700	563,800
69	396,300	482,400	564,800
70	397,000	483,100	565,800
71	397,700	483,700	566,800
72	398,400	484,300	567,700
73	399,000	484,900	568,600
74	399,700	485,500	569,600
75	400,300	486,100	570,500
76	401,000	486,700	571,400
77	401,700	487,300	572,300
78	402,400	487,900	573,200
79	403,100	488,500	574,100
80	403,800	489,000	575,000
81	404,400	489,600	575,800
82	405,100	490,200	576,700
83	405,700	490,800	577,600
84	406,400	491,300	578,500

	85	407,000	491,800	579,300
	86	407,600	492,400	580,200
	87	408,300	492,900	581,100
	88	409,000	493,500	581,900
	89	409,600	494,000	582,600
	90	410,100	494,500	583,400
	91	410,600	495,100	584,200
	92	411,100	495,700	585,000
	93	411,600	496,200	585,800
	94	412,100	496,800	586,500
	95	412,600	497,400	587,300
	96	413,100	497,900	588,100
	97	413,500	498,400	588,900
	98	414,000	499,000	589,600
	99	414,500	499,600	590,300
	100	415,000	500,100	591,100
	101	415,400	500,600	591,800
	102	415,900	501,200	592,500
	103	416,400	501,800	593,300
	104	416,900	502,300	594,000
	105	417,300	502,800	594,700
	106	417,800		595,300
	107	418,300		596,000
	108	418,800		596,700
	109	419,200		597,400
再任用職員		289,100	347,300	404,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師、歯科医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	148,500	204,400	227,600	284,500
	2	149,500	205,900	229,400	286,900
	3	150,600	207,400	231,200	289,200
	4	151,700	208,900	233,000	291,500
	5	152,800	210,500	234,900	293,800
	6	153,900	212,000	236,800	296,100
	7	155,000	213,600	238,700	298,400
	8	156,100	215,300	240,500	300,700
	9	157,200	217,000	242,400	303,100
	10	158,400	218,700	244,300	305,500
	11	159,600	220,500	246,200	307,900
	12	160,800	222,200	248,200	310,300
	13	162,000	223,900	250,100	312,700
	14	163,200	225,700	252,100	315,200
	15	164,400	227,500	254,100	317,700
	16	165,700	229,300	256,100	320,100
	17	167,100	231,100	258,200	322,600
	18	168,500	232,900	260,300	325,200
	19	169,900	234,600	262,400	327,900
	20	171,300	236,400	264,600	330,500
	21	172,800	238,300	266,800	333,100
	22	175,300	240,200	269,000	335,800
	23	177,800	242,000	271,100	338,500
	24	180,300	243,700	273,300	341,200
	25	182,800	245,500	275,400	343,900
	26	184,400	247,400	277,600	346,600
	27	186,100	249,200	279,800	349,300
	28	187,900	251,100	282,100	352,100
	29	189,700	253,000	284,400	354,900
	30	191,400	255,000	286,800	357,900
	31	193,200	257,000	289,000	360,800
	32	195,100	259,000	291,300	363,700
	33	196,900	261,100	293,600	366,700
	34	198,800	262,900	295,800	369,600
	35	200,800	264,700	298,100	372,400
36	202,800	266,400	300,400	375,200	

37	204,700	268,200	302,800	377,800
38	206,400	269,900	305,200	380,400
39	208,000	271,700	307,600	382,800
40	209,400	273,500	309,900	385,300
41	210,800	275,300	312,300	387,800
42	212,300	277,100	314,700	390,200
43	213,800	278,800	317,100	392,600
44	215,300	280,600	319,500	395,000
45	216,900	282,400	322,000	397,500
46	218,500	284,100	324,500	399,900
47	220,100	285,900	327,000	402,200
48	221,800	287,700	329,600	404,500
49	223,500	289,500	332,200	406,900
50	225,100	291,200	334,900	409,300
51	226,700	293,000	337,600	411,600
52	228,300	294,800	340,300	413,800
53	229,900	296,600	343,000	415,900
54	231,500	298,400	345,600	417,900
55	233,100	300,100	348,100	420,000
56	234,700	301,900	350,500	422,000
57	236,300	303,600	352,800	423,900
58	237,900	305,400	355,100	425,800
59	239,500	307,100	357,300	427,600
60	241,000	308,800	359,400	429,400
61	242,500	310,500	361,400	431,200
62	244,000	312,100	363,400	432,700
63	245,600	313,700	365,400	433,800
64	247,200	315,300	367,300	434,700
65	248,700	316,900	369,200	435,600
66	250,200	318,500	371,000	436,400
67	251,700	320,000	372,700	437,100
68	253,300	321,600	374,300	437,800
69	254,900	323,100	375,900	438,500
70	256,500	324,600	377,000	439,200
71	258,000	326,100	378,100	439,900
72	259,600	327,600	379,000	440,600
73	261,100	329,100	379,900	441,300
74	262,600	330,600	380,800	442,000
75	264,200	331,900	381,700	442,700
76	265,700	333,200	382,500	443,300
77	267,200	334,500	383,300	443,900
78	268,700	335,700	384,100	444,600
79	270,200	336,900	384,900	445,200
80	271,700	338,000	385,700	445,800

81	273,300	339,000	386,500	446,400
82	274,800	339,900	387,200	447,000
83	276,200	340,800	387,900	447,600
84	277,700	341,700	388,500	448,200
85	279,200	342,500	389,100	448,800
86	280,600	343,400	389,700	449,400
87	282,100	344,100	390,300	450,000
88	283,500	344,800	390,900	450,500
89	285,000	345,500	391,500	451,000
90	286,400	346,100	392,100	451,600
91	287,900	346,600	392,700	452,100
92	289,400	347,000	393,200	452,600
93	290,800	347,500	393,700	453,100
94	292,200	348,000	394,300	
95	293,600	348,500	394,800	
96	295,000	349,000	395,300	
97	296,300	349,400	395,800	
98	297,600	349,900	396,300	
99	298,800	350,300	396,800	
100	300,000	350,800	397,300	
101	301,200	351,300	397,800	
102	302,300	351,700	398,300	
103	303,400	352,200	398,800	
104	304,500	352,500	399,300	
105	305,500	352,800	399,700	
106	306,300	353,100	400,200	
107	307,100	353,500	400,700	
108	308,000	353,900	401,100	
109	308,900	354,300	401,500	
110	309,700	354,600	402,000	
111	310,500	355,000	402,500	
112	311,300	355,400	402,900	
113	312,000	355,800	403,300	
114	312,500	356,200	403,800	
115	313,100	356,500	404,300	
116	313,600	356,900	404,700	
117	314,000	357,300	405,100	
118	314,300	357,600	405,600	
119	314,600	358,000	406,000	
120	314,900	358,400	406,400	
121	315,200	358,800	406,800	
122	315,500	359,100	407,300	
123	315,800	359,500	407,700	
124	316,100	359,900	408,100	

	125	316,400	360,300	408,500	
	126	316,700		408,900	
	127	317,000		409,300	
	128	317,300		409,700	
	129	317,600		410,100	
	130	317,900		410,500	
	131	318,200		410,900	
	132	318,500		411,300	
	133	318,800		411,700	
	134	319,100			
	135	319,400			
	136	319,700			
	137	320,000			
	138	320,300			
	139	320,600			
	140	320,900			
	141	321,200			
	142	321,500			
	143	321,800			
	144	322,100			
	145	322,400			
	146	322,700			
	147	323,000			
	148	323,300			
	149	323,500			
再任用職員		200,500	231,700	271,500	313,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	160,000	206,300	228,800	275,900
	2	161,300	207,700	230,600	278,000
	3	162,600	209,200	232,400	280,100
	4	163,900	210,700	234,300	282,300
	5	165,200	212,300	236,200	284,500
	6	166,600	213,800	238,100	286,900
	7	168,000	215,300	239,900	289,200
	8	169,400	216,800	241,800	291,500
	9	170,800	218,400	243,700	293,800
	10	172,200	219,900	245,600	296,100
	11	173,600	221,400	247,500	298,400
	12	175,000	222,900	249,400	300,700
	13	176,500	224,500	251,300	303,100
	14	178,000	226,200	253,200	305,500
	15	179,500	227,900	255,100	307,900
	16	181,000	229,600	257,000	310,300
	17	182,500	231,400	259,000	312,700
	18	184,000	233,100	261,000	315,200
	19	185,500	234,800	263,000	317,700
	20	187,000	236,600	265,100	320,100
	21	188,500	238,400	267,300	322,600
	22	190,100	240,300	269,400	325,200
	23	191,900	242,100	271,500	327,900
	24	193,700	243,900	273,600	330,500
	25	195,300	245,600	275,700	333,100
	26	196,700	247,300	277,800	335,800
	27	198,100	249,100	279,900	338,500
	28	199,500	251,000	282,100	341,200
	29	200,800	253,000	284,300	343,900
	30	202,200	255,000	286,600	346,600
	31	203,600	257,000	288,900	349,300
	32	205,000	259,100	291,200	352,100
	33	206,400	261,300	293,500	354,900
	34	207,800	263,100	295,800	357,900
	35	209,200	264,800	298,100	360,800
36	210,600	266,600	300,400	363,700	

37	212,000	268,400	302,800	366,700
38	213,400	270,200	305,100	369,600
39	214,800	272,000	307,500	372,400
40	216,300	273,800	309,900	375,200
41	217,700	275,500	312,300	377,800
42	219,100	277,300	314,700	380,400
43	220,500	279,000	317,200	382,800
44	221,900	280,800	319,600	385,300
45	223,400	282,600	322,100	387,800
46	224,800	284,400	324,600	390,200
47	226,300	286,200	327,100	392,600
48	227,900	287,900	329,700	395,000
49	229,500	289,700	332,300	397,500
50	231,200	291,400	335,000	399,900
51	232,800	293,200	337,700	402,200
52	234,400	295,000	340,400	404,500
53	236,000	296,800	343,100	406,900
54	237,600	298,600	345,700	409,300
55	239,100	300,300	348,200	411,600
56	240,600	302,100	350,600	413,800
57	242,200	303,800	352,900	415,900
58	243,800	305,700	355,200	417,900
59	245,300	307,300	357,400	420,000
60	246,800	308,900	359,500	422,000
61	248,400	310,500	361,500	423,900
62	250,000	312,100	363,500	425,800
63	251,500	313,700	365,500	427,600
64	253,100	315,300	367,400	429,400
65	254,600	316,800	369,300	431,200
66	256,200	318,400	371,000	432,700
67	257,700	319,900	372,700	433,800
68	259,200	321,500	374,300	434,700
69	260,700	323,000	375,900	435,600
70	262,200	324,500	377,000	436,400
71	263,800	326,000	378,100	437,100
72	265,300	327,500	379,000	437,800
73	266,800	329,000	379,900	438,500
74	268,400	330,500	380,800	439,200
75	269,900	332,000	381,700	439,900
76	271,400	333,400	382,500	440,600
77	272,900	334,700	383,300	441,300
78	274,500	336,000	384,100	442,000
79	276,000	337,200	384,900	442,700
80	277,500	338,300	385,700	443,300

81	279,000	339,300	386,500	443,900
82	280,500	340,300	387,200	444,600
83	282,000	341,300	387,900	445,200
84	283,500	342,200	388,500	445,800
85	285,000	343,100	389,100	446,400
86	286,400	343,900	389,700	447,000
87	287,900	344,600	390,300	447,600
88	289,400	345,300	390,900	448,200
89	290,800	345,900	391,500	448,800
90	292,200	346,400	392,100	449,400
91	293,600	346,800	392,700	450,000
92	295,000	347,200	393,200	450,500
93	296,400	347,700	393,700	451,000
94	297,700	348,100	394,300	
95	298,900	348,500	394,800	
96	300,200	349,000	395,300	
97	301,400	349,500	395,700	
98	302,600	349,900	396,200	
99	303,700	350,300	396,700	
100	304,700	350,800	397,200	
101	305,700	351,300	397,700	
102	306,600	351,700	398,200	
103	307,400	352,100	398,700	
104	308,200	352,500	399,200	
105	309,000	352,800	399,600	
106	309,800	353,200	400,100	
107	310,500	353,600	400,600	
108	311,200	354,000	401,000	
109	311,800	354,300	401,400	
110	312,300	354,600	401,900	
111	312,700	355,000	402,400	
112	313,200	355,400	402,800	
113	313,500	355,800	403,200	
114	313,800	356,200	403,700	
115	314,100	356,600	404,200	
116	314,400	356,900	404,600	
117	314,700	357,300	405,000	
118	315,000	357,700	405,500	
119	315,300	358,100	405,900	
120	315,600	358,500	406,300	
121	315,900	358,800	406,700	
122	316,200	359,100	407,100	
123	316,500	359,500	407,500	
124	316,800	359,900	407,900	

125	317,100	360,200	408,300	
126	317,400	360,500	408,700	
127	317,700	360,900	409,100	
128	318,000	361,300	409,500	
129	318,300	361,600	409,900	
130	318,600			
131	318,900			
132	319,200			
133	319,500			
134	319,800			
135	320,100			
136	320,400			
137	320,700			
138	321,000			
139	321,300			
140	321,600			
141	321,900			
142	322,200			
143	322,500			
144	322,800			
145	323,100			
再任用職員	204,500	232,900	271,500	313,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

第二条 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第二十一条の二第二項の規定を除く。）は令和四年四月一日から、改正後の条例第二十一条の二第二項及び附則第五条の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和四年四月一日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）

第三条 令和四年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から令和五年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整）

第四条 施行日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（勤勉手当に関する特例措置）

第五条 令和四年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第二十一条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百三十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、同項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百十五」と、同項第三号中「百分の五十二・五」とあるのは

「百分の五十五」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の六十」とする。

(給与の内払)

第六条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三百三十四号

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を

改正する条例

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条及び次項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

3 令和四年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第五条の規定の適用については、同条中「百分の百七十二・五」とあるのは、「百分の百七十七・五」とする。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三百三十五号

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表を次のように改める。

号	給 料	月 額
一	三〇五、一〇〇円	
二	三三〇、九〇〇円	
三	三五九、四〇〇円	

第八条中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第七条第二項の規定は令和四年四月一日から、改正後の条例第八条及び次項の規定は同年十二月一日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

3 令和四年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百七十二・五」とあるのは、「百分の百七十七・五」とする。  
(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三百三十六号

旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

旅券法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

種類	額	徴収時期
一 法第二十条第一項第一号から第三号までの処分に係る手数料	二千円(法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千元)	旅券交付のとき。
二 法第二十条第一項第四号の処分に係る手数料	三百円	

附則

1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

2 この条例による改正後の旅券法関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後

にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 九〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

